

学校の校庭等の利用判断における
暫定的考え方についての緊急提言

2011年5月26日

民主党文部科学部門会議

1. 校庭等の利用に当たっての暫定的考え方（「 $3.8\mu\text{Sv}/\text{h}$ 」）は、結果として、児童・生徒等の保護者のみならず一般市民の不安がかえって増大してしまっただけで、被ばく線量を合理的に、達成可能な限り低く抑えよとのALARAの精神に沿って、「 $1\text{mSv}/\text{年}$ 」を目指すとの文部科学省の方針を文書化し、直近の確実な実測数値に基づいた追加的措置を国の責任で早急に講じることを求める。
2. 校庭の表土については、有効な方法として、表土を剥いで集中的に地下に置く方法と上下を置き換える方法を例示するにとどめているが、県市町教育委員会と連携し、学校ごとに対策を実施することが出来るように、財政支援を含め国が責任をもつことを求める。屋外プールの利用についても明快かつ合理的な指針を示すことを求める。
3. 内部被ばくの蓄積については、すでに1080名の0～15歳の児童・生徒等に対しては避難所においてNaIシンチレーションサーベイメータによる検査が実施されたが、その地域におけるバックグラウンド線量が高いために精確な計測とは言い切れないことが指摘されている。については、警戒区域、計画的避難区域等で生活していた児童・生徒等の全員について、適切な施設に招いた上で検査し、高い数値が疑われる場合にはより精密な検査を実施し、さらに長期的経過観察をおこなうなど、現時点での安心を担保する措置を早急を実施することを求める。

なお、児童・生徒等に与える心理的負担を軽減するため、格別の配慮をすることを併せて求める。

以上、緊急提言として5月26日の部門会議で決議した。